

税金の納め忘れはありませんか？

市では、今年度の税金が、翌年度に繰り越すことのないよう納期限内納付の推進を行っています。

**いつか納めれば…
といふ気持ちは禁物**

市税などは、あらかじめ定められた納期限までに納付しないと、滞納となります。

滞納すると、納付までの間、法に定められた割合で計算された延滞金も納めなければなりません。遅くなればなるほど大きな負担になります。

滞納したまま放置すると、きちんと納税していただいているかたとの負担の公平を保つために次のような滞納処分を行います。

納め忘れがなくなり、納期のたびに市役所や金融機関の窓口に行く手間や時間も省けるため大変便利です。また、現金を持ち歩く必要がないため安全です。

税務課管理収納係 ☎ ②1132

①督促状の発送

納期限を過ぎてもなお納付されていない場合に、納付を促すため督促状を発送します。

「納期限後20日以内に、督促状を発しなければならない」と法で定められています。

②財産調査の実施

市税などを滞納すると、「払いたくても払えない」のか、「もらえるのに払わない」のかの判断をするため、滞納者の預金、給与、売掛金、生命保険、不動産などの財産を調査します。

徴税吏員（税務職員）には、法に基づき滞納者の財産を調査する権限が与えられています。この調査に対し、対象となる勤務先や金融機関などは、必要な情報を提供しなければなりません。

この手続きは、本人にとって目に見えず実感はありませんが、勤務先や取引先などで調査が行われることになり、場合によっては、社会的信用を失うこともあります。

③財産の差し押さえ

何度も納付を促す催告を行ったにもかかわらず、納付の意思がないと判断される場合は、調査によって発見された財産について、差し押さえを行います。

差し押さえた財産のうち、預金や給与などの債権については取り立てを行い、滞納している税に充当します。また、長い間滞納したり、滞納額が高額な場合は、差し押さえた不動産を公売により売却することもあります。

取扱金融機関は

- ◆百五銀行本店・各支店
- ◆第三銀行本店・各支店
- ◆中京銀行本店・各支店
- ◆三重銀行本店・各支店
- ◆三重信用金庫本店・各支店
- ◆東海労働金庫本店・各支店
- ◆鳥羽志摩農協本店・各支店

口座振替ができる税は

- ◆個人の市県民税（普通徴収分）
- ◆固定資産税・都市計画税
- ◆軽自動車税
- ◆国民健康保険税

ご注意ください

- ◆口座振替の手続き後、金融機関や口座名義などを変更する場合、また、口座振替を中止する場合は、再度手続きが必要となります。
- ◆各税目の納期限の日に預金残高が不足すると、口座振替することできません。
- ◆振替できなかつた場合は、税務課、各連絡所、金融機関の窓口で納付していただくことになります。

便利で安全な口座振替をおすすめします

- ◆三重県信漁連伊勢鳥羽支店
- ◆ゆうちょ銀行（郵便局）

申し込み手続きは

- ◆あなたの預貯金口座のある取扱金融機関か税務課、市内各連絡所に次のものをご持参の上、お申し込みください。
- ◆預貯金通帳
- ◆印鑑（金融機関への届出印）
- ◆納税通知書（個人基本コード）が分かるもの